

**障害者の日常生活及社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
飯塚記念病院相談支援センター（計画相談支援事業所）運営規程**

（事業の目的）

第1条 医療法人社団豊永会が設置する飯塚記念病院相談支援センター（以下「事業所」という。）において実施する相談支援事業の計画相談支援事業（以下「計画相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な地域相談支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該利用者の意向、適正、障害の特性、その他の事情に応じ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談及び障害の特性に起因して生じた緊急事態等の相談その他の必要な支援を利用者の心身の状況等に応じて適切かつ効果的に行うよう努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、計画相談支援の提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、自らその提供する計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤）（兼務）

管理者は、職員の管理、計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている計画相談支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）相談支援専門員 1名以上（常勤1名）

相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務

及びサービス等利用計画書の作成に関する次の業務を行う。

- (ア) アセスメントを実施すること。
- (イ) サービス等利用計画書を作成すること。
- (ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
- (キ) その他必要な相談及び援助。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 飯塚記念病院相談支援センター
- (2) 所在地 福岡県飯塚市鶴三緒 1452-2

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 原則として午前8時30分から午後5時までとする。

(計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う計画相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明
利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
 - (ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。
 - (イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- (3) サービス等利用計画案の作成
 - (ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以

下「指定障害福祉サービス等」という。)が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定特定相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第 7 条 法定代理受領を行わない計画相談支援を提供した際は、支給決定障害者等から法第 51 条の 14 第 3 項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるも

のとする。

- 2 前項のほか、給付決定者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払いを給付決定者から受けることができる。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を 使用したときは、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 事業所から片道 15 キロメートル未満 1,000 円
 - (2) 事業所から片道 20 キロメートル以上 3,000 円
- 4 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った給付決定者に対し交付するものとする。
- 5 第 2 項及び第 3 項の費用の額に係る計画相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、給付決定者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、給付決定者の同意を得るものとする。
- 6 第 1 項から第 3 項までの費用のほか、直接利用者の便益を向上させるものであって、給付決定者に支払を求めることが適当であるものについて給付決定者に支払を求める際は、理由を書面で明らかにするとともに、給付決定者に説明を行い、同意を得るものとする。

(給付費の額に係る通知等)

第 8 条 法定代理により市町村から計画相談支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、給付決定者に対し、給付費の額を通知するものとする。

- 2 第 7 条第 1 項の法定代理受領を行わない費用の支払を受けた場合は、提供した計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を給付決定者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、飯塚市・嘉麻市・桂川町の全域とする。

(計画相談支援を提供する主たる対象者)

第 10 条 計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (18 歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者 (18 歳未満の者を除く)
- (3) 障害児 (18 歳未満の身体障害者、知的障害者)
- (4) 精神障害者 (18 歳未満の者を含む)

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

(苦情解決)

第 12 条 提供した計画相談支援の利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した計画相談支援に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市（町村）が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した計画相談支援に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県が行う報告若しくは計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに、県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 提供した計画相談支援に関し、法第五十一条の二十七第一項の既定により県知事又は市（町村）長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市（町村）長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市（町村）長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 県知事又は市（町村）長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を県知事又は市（町村）長に報告するものとする。
- 7 社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 利用者に対する計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、県及び市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 利用者に対する計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 月以内

(2) 継続研修 年 1 回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を召集して行う会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 利用者等に対する計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該計画相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団豊永会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。